

## 別紙2

### 県立高等学校等における緊急事態措置期間中の部活動実施上の留意事項

#### 1 関東及び全国規模の公式大会・コンクール等

- 当面、校長と教育委員会が協議の上、参加の可否を決定することとする。

#### 2 地区及び県域での公式大会・コンクール等

- 当面、校長の判断の下、参加の可否を決定することとする。
- 学校が行う定期演奏会や定期発表会等については、実施会場と調整の上、校長の判断の下、実施の可否を決定することとする。

#### ※1・2共通事項

大会等に参加する場合、生徒のけが防止等、安全面を考慮し、校長の判断により特例措置として大会等の14日前から「神奈川県立学校に係る部活動の方針」（平成31年3月29日改訂）に準じた活動日数及び活動時間で活動できることとする。ただし、週休日における活動は「0.5（半日）×2日」は不可とする。（県内チームとの県内で実施する練習試合は可）なお、大会等に参加する場合は、保護者に練習計画を含め説明し、大会参加に係る承諾を得ること。

#### 3 合宿及び県外遠征

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。
- 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。

※緊急事態措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。キャンセル料の支払いが生じるリスク等を含めて、生徒・保護者に丁寧に説明し、理解を得た上で計画するとともに、状況によりキャンセルとなった場合には、保護者に負担をかけることがないよう、キャンセル料が発生しない段階で早めに判断すること。

#### 4 通常の部活動の実施形態等

活動形態	<ul style="list-style-type: none"><li>万全な感染対策を講じた上での活動</li><li>感染リスクの高い活動は行わないこと</li></ul>
活動範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみ ※合同チームの場合、他校での活動は可</li><li>練習試合や合同練習は行わない</li></ul>
活動時間	<ul style="list-style-type: none"><li>3時間程度 ※準備片付け含む</li></ul>
活動日数	<ul style="list-style-type: none"><li>週4日を上限とする</li></ul>
指導者	<ul style="list-style-type: none"><li>部活動インストラクター等、校長が認めた外部指導者の参加可</li></ul>
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"><li>身体接触を伴う活動や、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は極力避けること</li></ul>

## 5 部活動実施に当たっての留意事項

### ○事前の確認事項

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。  
「3密対策」  
①密閉対策：常時の換気  
②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用  
③密集対策：人との間隔は2メートル（最低1メートル）
- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

### ○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を強化し、徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないよう指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

### ○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな声を発しないこと。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部、文化部とともに、運動時は身体へのリスクを考慮し、生徒はマスクの着用は必要としないこと。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外させること。また、生徒がマスクの着用を希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させることや、生徒の体調の変化に注

意し指導すること。なお、顧問は原則マスクを着用することとするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、生徒との距離を十分に確保すること。

- ・熱中症のリスクが低いと考えられる場合は、飛沫拡散防止のため、原則マスクを着用すること。特に、歌唱や楽器の演奏、調理等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における緊急事態措置期間中の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

## 6 その他

- ※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。
- ※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士での帰宅中などの機会に感染した可能性があるとされている事例があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を一層強化・徹底するようお願いします。
- ※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。
- ※ 活動に当たっては、保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。
- ※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を更に制限することも考えられます。  
　なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。